

## 新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる対応状況等(19報)

(4月15日 17:00 現在)

※下線部:前回からの追加・修正箇所

## 1 小・中学校の対応について

## (1) 学校給食について

・4月9日から給食開始。

## (2) 部活動について

・4月16日から4月26日まで中止

## (3) 塾、習い事等について

・保護者判断による。

## (4) 学校施設の利用について

・学校体育館等については、学校活動以外は4/13から4/26まで利用中止。

## (5) 各保護者への連絡方法について

- ・学校ホームページで随時情報掲示
- ・保護者個々へのメール配信(まちコミメール利用)
- ・個別の文書配布(郵便、または個別訪問の際にポスト投函)

## 2 その他の対応等について

公民館事業 隣保館事業	4/13 から 4/26 まで 17:00～使用不可 ※状況により延長
生涯学習センター事業	4/13 から 4/26 まで 17:00～使用不可 ※状況により延長
放課後子ども教室	4/9 から対策を講じた上で通常どおり実施。
土曜塾	5/16 からの開講に向けて準備(入塾募集、選考、登録)を進めているが、今後の状況によって柔軟に対応予定。
文化・スポーツ事業	①市主催の行事・活動については4/30 まですべて中止を決定 ②主催が市ではない大会・イベントについても4/30 まで自粛要請

※県内外から大多数の来館者が見込まれる場合においては、自粛を要請することとする。

### 3 市管理施設等の対応

①	南予文化会館	3/26～大規模事業については自粛を要請
②	コスモスホール三間	3/26～大規模事業については自粛を要請
③	道の駅津島やすらぎの里	3/28～温浴施設・プール・研修集会施設・レストラン部分の営業を再開
④	祓川温泉	3/28～営業を再開
⑤	道の駅みま	3/26～研修室の貸出を再開 3/10～当面の間 レストラン「睦みちの花」の営業を休止
⑥	道の駅みなとオアシス うわじまきさいや広場	3/26～特産品加工室・市民ギャラリー・研修室の貸出を再開
⑦	木屋旅館	3/26～コミュニティルームの貸出を再開
⑧	だんだん茶屋	4/11～食堂部分の使用を中止(店舗横の施設で弁当の提供を継続)
⑨	総合体育館	4/13～4/26 まで 17:00～使用不可 ※状況により延長
⑩	スポーツ交流センター	4/13～4/26 まで 17:00～使用不可 ※状況により延長
⑪	吉田ふれあい運動公園	4/13～4/26 まで 17:00～使用不可 ※状況により延長
⑫	三間国民体育館	4/13～4/26 まで 17:00～使用不可 ※状況により延長
⑬	津島勤労体育センター	4/13～4/26 まで 17:00～使用不可 ※状況により延長
⑭	三間柔道場	4/13～4/26 まで 17:00～使用不可 ※状況により延長
⑮	津島柔剣道場	4/13～4/26 まで 17:00～使用不可 ※状況により延長
⑯	地区学校体育館施設 (閉校した学校の体育館等)	4/13～4/26 まで 17:00～使用不可 ※状況により延長
⑰	子育て世代活動支援センター (パフィオ 4 階)	4/13～4/26 まで 17:00～使用不可 ※状況により延長
⑱	むつみ荘	3/26～利用可
⑲	高齢者コミュニティセンター	4/1～利用可
⑳	三間町老人憩の家	4/1～利用可
㉑	保健センター	3/26～利用可
㉒	図書館	4/13～4/26 まで 17:00～使用不可 ※状況により延長
㉓	三間ふれあい交流館	3/26～利用可
㉔	斎場(静愁苑・吉田斎場)	利用可(4/1～発熱者や感染拡大地域からの参列等について自粛を要請)

#### 4 申告期限延期について

- ・令和2年度の個人市民税の申告期限を4月16日まで延長する。  
※4/17以降も柔軟に対応

#### 5 税・料の納付猶予について

- ・申請により認められた場合、徴収・換価を猶予する。

#### 6 事業者向け支援について

- (1)新型コロナウイルス感染症にかかるセーフティネット保証第4号・第5号の認定
  - ・一般保証とは別枠で信用保証協会の保証(保証割合100%または80%)が利用可能となる。
- (2)中小企業振興資金融資制度
  - ・低金利で500万円までを上限に融資する。
- (3)小規模事業者経営改善資金(マル経融資)利子補給制度
  - ・日本政策金融公庫のマル経融資の利用事業者を対象に、支払われた利息の一部を補給する。
- (4)新型コロナウイルス感染症対策資金の利子補給制度
  - ・愛媛県の新型コロナウイルス感染症対策資金を利用した中小企業者等に対し、利子補給を行う。
- (5)新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金制度
  - ・国の雇用調整助成金(新型コロナ感染症にかかる特例によるもの)の支給決定を受けた事業主に対し、休業手当負担額の1/10以内で上乗せ助成を行う。
- (6)新型コロナウイルス感染症対策相談支援事業
  - ・中小企業者等の経営相談を強化するため、宇和島商工会議所に委託し、相談窓口を開設。
  - ・市民向けの生活総合相談に対応する窓口を開設(市役所本庁1階)。

#### 【問い合わせ先】

- ・小中学校の対応について:宇和島市教育委員会学校教育課(0895-49-7031)
- ・申告期限の延長について:宇和島市市民環境部税務課(0895-49-7010)
- ・税・料の納付猶予について:宇和島市市民環境部納税課(0895-49-7011)
- ・事業者向け支援について:宇和島市産業経済部商工観光課(0895-49-7080)

#### 〈各施設〉

- ・①～②:宇和島市総務部企画情報課(0895-49-7003)
- ・③～⑦:宇和島市産業経済部商工観光課(0895-49-7023)
- ・⑧ :宇和島市産業経済部農林課(0895-49-7022)
- ・⑨～⑯:宇和島市教育委員会文化・スポーツ課(0895-49-7033)
- ・⑰～⑱:宇和島市保健福祉部福祉課(0895-49-7017)
- ・⑲～⑳:宇和島市保健福祉部高齢者福祉課(0895-49-7018)
- ・㉑ :宇和島市保健福祉部保険健康課(0895-49-7021)
- ・㉒ :宇和島市教育委員会生涯学習課(0895-49-7032)
- ・㉓ :宇和島市三間支所産業建設係(0895-49-7102)
- ・㉔ :宇和島市市民環境部生活環境課(0895-49-7013)